

II 一般型輸出物品販売場制度

1 一般型輸出物品販売場の許可申請手続・要件等

(一般型輸出物品販売場の許可申請手続)

問23 一般型輸出物品販売場の許可申請手続について教えてください。

【答】

「一般型輸出物品販売場」の許可申請は、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に次の書類を添付して納税地の所轄税務署長へ行います（消法8⑦、消令18の2①、消規則10①-②-①）。

(注) 「一般型輸出物品販売場」を「手続委託型輸出物品販売場」に変更する場合には、許可要件が異なるため、改めて「手続委託型輸出物品販売場」の許可を受ける必要があります（消令18の2⑮）（問26、75、77参照）。

また、「手続委託型輸出物品販売場」を「一般型輸出物品販売場」に変更する場合も同様です。

≪「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の添付書類≫

- ① 許可を受けようとする販売場の見取図
販売場の見取図等に免税販売手続を行う場所を付記したもの
- ② 免税販売の方法を販売員に周知するための資料
免税販売手続マニュアル等
- ③ 免税販売手続を行う人員の配置状況が確認できる資料
免税販売手続を行う場所の見取図に人員の配置状況を付記したもの等
- ④ 申請者の事業内容が確認できる資料
会社案内やホームページ掲載情報等
- ⑤ 許可を受けようとする販売場の取扱商品が確認できる資料
取扱商品リスト、商品カタログ等（主な取扱商品の一覧表等）
- ⑥ 許可を受けようとする販売場において使用する購入者への必要事項の説明のための案内等

※ ②～⑥の資料については、許可要件の確認のために参考として添付をお願いしています。

なお、上記のほか、許可要件の確認のために追加資料をお願いする場合があります。

（例：消化仕入れの形態の場合は、契約書等その内容が分かる資料等）

(注) 輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国

税庁長官に提供する必要があるため、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります（消令18⑦、消規則6の2①）。詳しくは、問53をご参照ください。

（一般型輸出物品販売場の許可要件）

問24 一般型輸出物品販売場の許可を受けるための要件について教えてください。

【答】

事業者が経営する販売場について、「一般型輸出物品販売場」として許可を受けるためには、次の要件の全てを満たしていることが必要です（消法8⑦、消令18の2②一、消基通8-2-1(1)）。

《一般型輸出物品販売場の許可要件》

- ① 次のイ及びロの要件を満たす事業者（消費税の課税事業者に限ります。）が経営する販売場であること。
 - イ 現に国税の滞納（その滞納額の徴収が著しく困難であるものに限ります。）がないこと。
 - ロ 輸出物品販売場の許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者でないことその他輸出物品販売場を経営する事業者として特に不相当と認められる事情がないこと。
- ② 現に免税購入対象者が利用する場所又は免税購入対象者の利用が見込まれる場所に所在する販売場であること。
- ③ 免税販売手続に必要な人員を配置し、かつ、免税販売手続を行うための設備を有する販売場であること。

（注1） 「免税販売手続に必要な人員の配置」とは、免税販売の際に必要となる手続を免税購入対象者に対して説明できる人員の配置を求めているものです。

なお、外国語については、母国語のように流ちょうに話せることまでを必要としているものではなく、パンフレット等の補助材料を活用して、免税購入対象者に手続を説明できる程度で差し支えありません。

（注2） 「免税販売手続を行うための設備を有する」とは、免税購入対象者であることの確認や消耗品を指定された方法により包装する等、免税販売の際に必要な手続を行うためのカウンター等の設備があることを求めているものであり、免税販売のための特別なカウンターを設けることまでを求めているものではありません。

なお、輸出物品販売場を経営する事業者が、免税購入対象者から「Visit Japan Web」により旅券情報の提供を受けるかは任意であるため、「Visit Japan Web」への対応は、輸出物品販売場の許可要件ではありません。

また、輸出物品販売場を経営する事業者は、免税販売手続の際、購入記録情報を遅滞なく国税庁長官に提供する必要があるため、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」と併せて、「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を提出してください（消令18⑦、消規則6の2①）。詳しくは、問53をご参照ください。

（複数の一般型輸出物品販売場に係る許可申請）

問25 複数の販売場について、一般型輸出物品販売場としての許可を受けたいのですが、申請方法を教えてください。

【答】

輸出物品販売場としての許可は、その販売場ごとに受ける必要があります。ただし、複数の販売場の許可を同時に受けようとする場合は、適宜の様式に「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」の「販売場の所在地、名称」、「販売場所在地の所轄税務署名」欄の内容を記載し、「輸出物品販売場許可申請書（一般型用）」に添付した上、納税地の所轄税務署長に提出することで、各販売場についての許可申請を行うこととしても差し支えありません。

なお、この場合は、許可を受けようとする販売場ごとに添付書類を整理した上、提出してください。

（注） 手続委託型輸出物品販売場及び自動販売機型輸出物品販売場の場合も同様です。

（一般型輸出物品販売場から手続委託型輸出物品販売場への変更）

問26 一般型輸出物品販売場としての許可を受けている販売場から手続委託型輸出物品販売場に変更したいと考えていますが、この場合の手続について教えてください。

【答】

一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場を手続委託型輸出物品販売場に変更する場合には、改めて手続委託型輸出物品販売場としての許可を受ける必要があります（消令18の2⑮）。手続委託型輸出物品販売場の許可申請手続については、問75をご参照ください。

なお、一般型輸出物品販売場として許可を受けている販売場が手続委託型輸出物品販売場の許可を受けた場合、一般型輸出物品販売場の許可の効力は失われます（一の販売場については、一般型輸出物品販売場又は手続委託型輸出物品販売場のいずれかの許可しか受けることができません。）（消令18の2⑮）。

（注） 手続委託型輸出物品販売場から一般型輸出物品販売場に変更する場合も同様です。